

女川町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

女川町教育委員会

－ はじめに －

教育職員が心身ともに健康で、ワーク・ライフ・バランスを実現し、公私ともに充実した時間を送りながら、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことが必要であり、教育職員の働き方を更に改善することが大切といえます。

教育委員会は、教育職員の業務量及び勤務時間の適切な管理、教育職員の働き方に関する意識改革、勤務時間の割振の適正な実施等、効果的で実効性のある働き方改革を推進するため小中学校を全力で支援します。

さらに、地域や保護者の御理解や御協力をいただきながら、一丸となって課題に対応して参ります。

本町の小中学校が働きがいのある職場となり、教育職員が明るく笑顔で子供たちと接し、子供たちにとって憧れと親しみのある存在であり続けることを願っています。

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	1
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）を踏まえ、教育職員の役割分担の適正化や勤務時間の客観的な把握による業務量の適切な管理を推進するとともに、児童生徒と向き合う時間を確保しながら、効果的な教育活動を行う必要がある。そのため、働き方の質の改革を推進することが重要であり、その方向性と取組内容を示すものである。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「女川町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間超 80時間未満	月80時間以上
小学校	月41.7時間	38.5%	5.5%
中学校	月36.6時間	25.4%	3.0%

時間外在校時間等が45時間超の割合は、小学校で44.0%、中学校では、28.4%となっている。部活動指導や不登校児童生徒、問題行動等の生徒指導、学校行事の準備・運営などの業務の負担感が大きくなっている。学校・家庭・地域の協働の取組を更に充実・発展させることにより教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ウ 1年間における時間外在校等時間を年間360時間以下にする。

- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【令和6年度の数值】
- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。【13.5日】
 - イ ストレスチェック集団分析結果における高ストレス者の割合を6%まで減少させる。【9%】
 - ウ ストレスチェック集団分析結果の項目「総合的な健康リスク」における基準値100（全国平均）を下回ることを維持する。【83】
 - エ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- ア 学校以外が担うべき業務
 - (ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

交通安全指導隊、地域住民ボランティアによる通学路の見守り活動を推進する。学校は、日常的な見守り活動を原則行わないこととする一方で、児童生徒が自ら安全に登下校できるよう「安全教育」を主体的に進める。
 - (イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回りの対応（「3分類」②関係）

放課後から夜間における見回りについては、保護者又は地域住民、その他の関係者が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - (ウ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等は、教育委員会が中心となって行うものとする。学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教育職員間の適切な役割分担を行うものとする。
 - (エ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

必要に応じて教育委員会が直接苦情等に対応するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用しやすい環境を整備する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

教育委員会から学校に発出される文書等の量の縮減に努める。調査における回答が必要なものについては、デジタル技術の活用による負担軽減を図りつつ、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答するようにする。

(イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて民間事業者等への委託について検討する。

(ウ) ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

ネットワーク設備の日常的な保守・管理について、教育委員会と連携を図りながら、必要に応じて民間事業者等への委託について検討する。

(エ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、その管理業務については、教育委員会と連携しながら特定の教育職員に責任や負担が集中しないようにする。

(オ) 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

機械警備やデジタル技術を活用し、効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担の見直し等により、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

(カ) 部活動（「3分類」⑬関係）

部活動の地域展開・地域連携を図る。平日の部活動については、活動時間、活動日数等の適正化を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

スクール・サポート・スタッフ等、学習支援スタッフを積極的に配置するとともに、校務支援システムの機能やAI技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ① スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を充実させ、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ② 不登校児童生徒への対応にあつては、子どもの心のケアハウスの機能強化や支援員等による効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、学校行事の精選、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、情報共有などの校務を効率化し、「GI GAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を47.5%から50.0%にする。
- エ 留守番機能や録音機能を備えた電話を設置する。午後6時以降については基本的に電話対応を行わない体制とする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる教育職員については、医師による面談指導を実施する。
- イ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口（教育委員会）を設置する。
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、学校に対して取得を促進する。
- カ 学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、今後、出退勤システムの導入を検討し、客観的に把握するものとし、その他の目標については、ストレスチェック実施結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取りを行い、必要に応じて指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている場合は、速やかに状況が改善されることを目指し、支援・指導を実施する。
- (5) 学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。